



わからなければ、さほど赤字で苦  
 労していない。4ページに  
 は、道路公団のことが書いて  
 あります。道路公団も大



(前ページより)  
 が、1,000兆円の借  
 金は、今増え続けているわけ  
 ではありません。  
 そして2ページでありま  
 すけれども、年金問題が書  
 いてあります。年金も赤字  
 だ、赤字だと言っただけで、  
 実態があまりわからない。

字であり、本州四国連絡橋  
 は4,000億円のプラス  
 です。トータル5兆円プラ  
 スです。それでも大変だと  
 言っただけで、民営化を進  
 む

変だと言いつつ、表を見  
 ますと、一番左側に書いて  
 あります。日本道路公団が、  
 ここは資本合計(欠損金)  
 として計上してあります  
 が、4兆円プラスなんです  
 す。そして首都高速道路も  
 1兆円のプラス、阪神高速  
 道路は1,620億円の赤

めましました。  
 年金よりも、郵政よ  
 りも、はるかに大き  
 な金を投じて下水道  
 は今進んでいる  
 そとで、下水道はなぜ問  
 題にならないか。これは本  
 当に赤字だから問題になら  
 ない。6ページの表「下水  
 道に係わる公費負担」(注  
 ・本紙本ページ右表参照)  
 を見ると、現在(平成15年  
 度)下水道世帯数は3,2  
 04万世帯で、下水道に繋  
 ぎ込み済みであります。そ  
 して建設国費は1兆円ほど  
 毎年使う。それが10年間  
 10兆9,000億円。管理  
 費の総額は10年間で19兆  
 5,000億円。下水道の  
 収入は、本当は、平成15年  
 (注・本紙本ページ下

下水道に係わる公費負担

年度	下水道利用世帯数	建設国費①	※管理費総額	下水道料金収入	下水道料金不足額②	公費負担①+②
6年	2,176万世帯	1兆0,515億円	1兆6,646億円	8,477億円	-8,169億円	1兆8,684億円
7年	2,289万世帯	1兆1,120億円	1兆6,754億円	8,893億円	-7,861億円	1兆8,981億円
8年	2,390万世帯	1兆1,731億円	1兆7,305億円	9,652億円	-7,653億円	1兆9,384億円
9年	2,515万世帯	1兆1,964億円	1兆8,199億円	1兆0,472億円	-7,727億円	1兆9,691億円
10年	2,632万世帯	1兆1,125億円	1兆8,970億円	1兆1,057億円	-7,913億円	1兆9,038億円
11年	2,745万世帯	1兆1,294億円	1兆9,899億円	1兆1,420億円	-8,479億円	1兆9,773億円
12年	2,854万世帯	1兆1,318億円	2兆0,726億円	1兆2,053億円	-8,673億円	1兆9,991億円
13年	2,960万世帯	1兆1,113億円	2兆1,369億円	1兆2,450億円	-8,919億円	2兆0,032億円
14年	3,101万世帯	9,700億円	2兆2,288億円	1兆2,784億円	-9,504億円	1兆9,204億円
15年	3,204万世帯	9,250億円	2兆2,930億円	1兆3,053億円	-9,877億円	1兆9,127億円
計		10兆9,130億円	19兆5,086億円	11兆0,311億円	-8兆4,775億円	19兆3,905億円

※管理費(起債元利償還費+施設維持管理費)

② 不足額は、地方交付税・一般会計等より繰り入れられる

(社)日本下水道協会;「下水道統計」より

下水道事業は、今後 効率の悪い5万人以下に移る。

人口2万人を下水道化すると建設費は300億円であり、うち管路に220億円かかる。

起債元利償還が終わる前に管路は老朽化し、再工事が始まり、下水道工事が永久に終わらないのは、全国で見られる。

300億円で始まって、終わることのない下水道事業の公費負担は、起債償還期間に366億円にもなり、この実態はあまりにも知られていない。

公費負担のしくみ(30年間)(計画人口;2万人)



参照)にあります。2万人を下水道化すると300億円かかる。300億円はどのようになるのかとすると、国費は111億円、起債は168億円、個人の負担は15億円、その他で市町村費が6億円注ぎ込まれて300億円になる。この起債は借金であります。借金を168億円するんであります。すると、利息が起債償還の30年間で97億円付きます。施設維持管理費は78億円。施設管理費③と⑥と⑦をたすと、343億円になります。下水道の収入は88億円。ここで、下水道の料金不足は255億円となる。公費の負担額は366億円になる。②と⑩をたすと366億円赤字になる。よく交付税というものが聞かれますが、交付税措置132億円、一般会計から122億円が投入され

度2兆2,000億円ないといけないのですけれども、1兆3,000億円しか回収できない。したがって、9,877億円の赤字になる。10年間で8兆円が赤字であります。公費として注ぎ込む金額は19兆円、19兆円赤字だから問題にならない。6ページの表「下水道に係わる公費負担」(注・本紙本ページ右表参照)を見れば、今のレベルで見ると、下水道は進んでいない。注・本紙本ページ右表参照)を見ると、現在(平成15年度)下水道世帯数は3,204万世帯で、下水道に繋ぎ込み済みであります。そして建設国費は1兆円ほど毎年使う。それが10年間で10兆9,000億円。管理費の総額は10年間で19兆5,000億円。下水道の収入は、本当は、平成15年(注・本紙本ページ下

本来一世帯当たりが支払うべき年間の下水道料金は17万9,319円  
 下水道の供用率は、1年

目はゼロであります。7年目には5%、5%ずつは増えていかなければ、5%ずつ増えていくと、ちょうど20年目に100%になります。この20年のところだけ見ますと、真ん中に赤いマスでかこってある合計というところが12億2,160万円、12億円維持管理費として集めなくてはならない金額があります。そこで、料金100%継続した人たちがいくら払うのかというところ3億円です。3億円払う。そうすると9億2,000万円が赤字になる。じゃ、この赤字は、本当はいくら払わなくてはならないかというところが、右側に書いてある。18万3,231円。100%繋いでも、この金額が必要なんです。市町村は今100%でないから、100%になると効率

下水道管理費及び世帯当たりが支払うべき料金(計画人口; 2万人)

Table with columns: 事業年次, 供用経年, 供用率, 下水道利用世帯(世帯), 下水道管理費(起債元年償還費, 維持管理費, 合計), 下水道使用料徴収金額(4万5千円/世帯), 下水道料金不足額(万円/年), 世帯当たりが支払うべき下水道料金(円/世帯・年), 下水道処理原価(30㎡/月)

・4万5千円/世帯(3人)を下水道料金とすると、起債元利償還期間内に下水道料金不足額は255億1千万円
・本来1世帯当たりが支払うべき年間の下水道料金は、17万9,391円/世帯(498円/㎡)

国と地方の借金は1,000兆円を超え、財政建て直しを地方分権に期待するものです。
しかしながら、全国の市町村財政の借入残高は累増しており、今後新たな下水道事業が経営上成り立つとは考えられない。
下水道事業が市町村財政を圧迫させることは、以下の資料にて説明。

地方分権が進み地方交付税が縮減、廃止された場合(人口; 2万人 下水道処理人口; 2万人)

Table with columns: 一般財源, 公債費(平均値), ※1公債費負担比率, 下水道(供用経年, 供用率), 下水道料金不足額, 公債費②+下水道料金不足額③, 下水道料金不足額を含む公債費負担率④/①

※ 財団法人 地方財務協会「平成15年 市町村別決算状況調」を参考に平均的な数値を算出

※ 1 公債費負担率は財政の健全性を損なわないための指標であり、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

平成18年1月12日

地方分権に関する総務大臣の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が、財政難に陥った自治体を対象に、「首長の経営責任」を照準とした民間企業と同じような破綻法制を創設することを検討。

(前ページより)
財政建て直しを地方分権に期待するものです。しかしながら、全国の市町村財政の借入残高は累増しており、今後新たな下水道事業が経営上成り立つとは考えられない。下水道事業が市町村財政を圧迫させることは、以下の資料にて説明。

思っています。いつかは廃止される。そのために今、市町村合併をしているわけです。足腰を強くして、その判断しなさいよと、判断できるような大きくしているわけですね。そうすると、現在の状況は、人口2万人の下水道をおこなったとすると、表のように①の一般財源59億6,000万円。これは2万人の人口は59億6,000万円が平均値というところであります。そして②の公債費、これも平均値であります。8億9,920万円が起債償還される。公債負担比率というものが15・1%。下水道を始めたとき、これは15%は公債負担比率として存在して、下水道を始めた。1年目供用率が5%になったときには、下水道の料金不足金額は2億5,000万円になります。2億5,000万円と8億9,920万円を足すと、11億5,270万円。これで、1年目で公債費負担率は19・3%になります。そして、50%になったときには、8億9,920万円と8億9,920万円を足すと、17億8,470万円になります。17億8,470万円になると28・7%。供用率が50%で、現在破綻したところ

市町村が破綻したときに首長が責任をとらなければならない破綻法制を検討

は日本にはない。アメリカにはありますけれども、破綻法がないがために日本では破綻したところがない。しかし、30%は、銀行でいうと破綻です。「リソナ」は2兆円国費を注ぎ込んだ。あれは、放っておくと破綻でありました。で、さうに下に書いてあります。地方分権に関する総務大臣「竹中総務大臣でありまして、私の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が、財政難に陥った自治体を対象に、「首長の経営責任」を照準とした民間企業と同じような破綻法制を創設することを検討」とあります。破綻したときは首長

の経営責任ですよということとです。それはそうです。今現在がもう借金で身動きできないのに、さらに返すことのできない下水道を始めた。ところが責任をとった人がいない。しかし、これから市町村が潰れたときには、首長は責任をとらなければならないことが明確にされました。明確にされて、辞めた自分には知らないというところは許されないという時代が、もう目の前に来ている。



研修会受講者は浄化槽の社会的認知の一層の高揚に向けた努力について講演を聞いた

中で、ここで示したように、下水道に繋いでもただ回収できる金額はしれていませんから、役所は救われない。唯一の道は、下水道を諦める、断念すること。下水道は今止めても、今日止めても、何ら変わらない。どんどんこれ以上金を使うよりも、現状ですトップしたほうがその市町村は救われる可能性は残されている。このまま、どんどんやっていけば、借金は増えるだけです。で、役所の職員の人々も役所の財政を破綻に追い込む、そんな権利はだれにもない。ただ努力して、なんとか皆んなで力を合わせて、財政の健全性の柱となるようなものを、私たちの力で何とかしようと思ふことは間違い(次ページへつづく)

(前ページより)
「適切な下水道使用料の設定」、「住民への情報開示」などを国が都道府県に通知

「適切な下水道使用料の設定」、「住民への情報開示」などを国が都道府県に通知

そこで、資料の12ページにあるように、国が平成16年12月16日付で、「下水道経営に関する留意事項等について」の通知を出しました。全国の都道府県に発信した。発信者は国土交通省、何を発信したかという通知の赤いラインです。「下水道事業の経営状況等(総務省自治財政局より公表された平成15年度地方公営企業決算の概要に)掲載されていますが、総じて厳しい状況下に置かれていることが浮き彫りになっています。そして13ページ、「透明性の高い企業経営の推進に努める」。透明性は極めてありません。「適切

な下水道使用料の設定」。ここで、使用料金が出てくる。事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定し、そして接続の徹底もやってくれたい」と言っている。そして14ページであります。積極的に情報開示の公開と説明責任の徹底が不可欠です。「費用と料金負担の関係等についての情報を分かり易く開示する必要があります」とあります。住民に全部開示しないと、そして、「企業会計の導入」をしなさいよと言っている。「下水道事業の経営状況を理解し易くすることが必要不可欠です」とある。役所の職員でも下水道会計を見てもあまり理解できない。どうなっているんだと。そして、意識改革をしなさいと言っている。「議会、住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要があります」と

言っています。で、じゃあ料金はいくら

取らなきゃならないかという、先ほど説明したよう

に、18万円かかります。18万円取らなければいけない

ということを行っています。ところが、これを言った

市町村は一つもない。た

になる。その借金は、分

揖斐川町生活排水処理計画見直し

浄化槽(合併)を下水道に繋ぎ込まない下水道計画とした。

調印日:平成17年1月13日

Table with 4 columns: Category, Initial Plan (19,000 people), Combined Treatment, Merged Purification Tank, Existing Purification Tank (Combined). Rows include: Number of households, Pipeline extension, Treatment facility construction cost, Other, Total project cost. A summary row shows a reduction of 63 billion 630 million yen.

- ※ 既存合併浄化槽を下水道に繋ぎ込まない計画に見直した結果、管路は94,000m短くなった。
※ 当初の建設予算は222億5,600万円であったが、158億9,300万円に削減することができた。
※ 合併浄化槽を繋ぎ込まない生活排水処理計画による削減効果は、63億6,300万円である。
※ 削減率は、28.6%

合意書

揖斐川町(以下「甲」という。)と揖斐川清掃(以下「乙」という。)及び連帯責務者岐阜県環境整備事業協同組合(以下「丙」という。)は、以下のとおり合意する。

- 1 下水道計画の基本方針
甲は、下水道事業(農業集落排水事業を含む。以下同じ。)に関し以下の基本方針に則って実施する。
(1)一定の家屋間距離からはずれたところは、下水道計画区域から外す。
(2)下水道計画区域内の既存合併処理浄化槽は、下水道と同等の機能を有することから処理済みと認知する。
(3)合併浄化槽を設置している住宅団地は、基本的には下水道計画区域から外す。
(4)下水道処理の困難なところは、合併浄化槽で整備する。
(5)合併浄化槽の整備は、市町村型で行い、住民負担は下水道利用者と同一条件とする。ただし、将来下水道に一般会計より補填がなくなった場合については、委託契約金額を上限とする。

日本が今1千万人が使っている合併処理浄化槽を下水道に繋ぎなければ15兆円の国費が軽減
で、じゃあ、私たちはどうするのかという事です。そこで資料の25ページ揖斐川町生活排水処理計画(次ページへつづく)

私の選択

社団法人岐阜県浄化槽連合会 会長 玉川 福和

私達はどこを目指すべきかと問われた時、あなたは何を目標とし、人間としてどこを目指しますか?と問い返します。浄化槽の清掃業務の始まりであるし尿汲み取り業務は、戦後間もない昭和29年、法改正により市町村自ら行わなければならぬ固有の業務となつたが、し尿処理場がないため、私達業界が生まれた。「わかりやすく」言い換えると、不法投棄を自ら行うことができないから、私達業者に収集運搬の許可を与え、

許可以外の処分を不法投棄という手段によって処理してきた歴史的事実があり、そして50年経った今、私達がどういう位置に立っているか認識する必要があります。平成15年度の下水道普及率は66%、このまま進むとやがて小さくなり消えていくことになる。私達業界の役割が終わりに消滅すること、社会的には大した問題ではない。むしろ、浄化槽が有効に活用されないことの方が問題である。浄化槽は日本で発明され、発展

進化を遂げ、現在の小型合併浄化槽となった。世界に誇れるものであることは確かだが、にもかかわらず、なぜシフトできないのか。その理由が私達業界にあるとするなら、私達の存在そのものが問われなければならない。環境省は、維持管理に係わる各業務の関係や各業務の内容について、設置者から「わかりにくい」との声もあり、これが浄化槽に対する不信感に繋がっていることも否定できないことから、設置者の不信感を払拭し、浄化槽に対する

信頼を確保する観点からも検討するとして、浄化槽専門委員会設置の趣旨として明確にした。この問題をめぐる最大の論点は、保守点検業務の実回数と業務内容にある。保守点検業務の実回数と業務内容については、現行省令で「通常の使用状態において表に掲げる期間ごとに1回以上」と規定されていることや、「駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行う」と規定されていることから、一般家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回から年12回まで、業者によりその対応はまちまちである。また、「年12回点検」を行っている業者にあつては、消毒剤の補給のみを行って保守点検と称する「5分間点検」が蔓延するなどの問題点が内在する。私達は、「わかりにくい」の原

因になっている「以上」と「必要に応じて行う」の削除を要求した。浄化槽の点検業務は「保守点検の技術上の基準」明確に示されている。基準通り行うと1回当たり40分間必要であり、これを年に3回と示している。40分間必要であるものを5分間で12回行っているが、これはどのように取り繕って正当化できるものではない。消毒切れになるなどの理由で過去、県、市町村において毎月点検を条例等で定めたところがあったように、塩素化イソシアヌル酸を主成分とする有機系塩素剤を使用すれば膨化する「こたく」点検時に正しくスリットの調整を「満タン」補充すれば、4ヵ月間は消毒効果は低下せず持続すること昭和50年代に解消済みである。行政は必要なくなった毎月点検条例を速やかに改正すべきであ

ります。平成17年12月14日、衆議院国土交通委員会において、構造計算偽造問題に関する証人喚問が行われ、本来は1平方メートルあたり100kg程度入れなければならない鉄筋が51kgしか入っておらず、検査機要素通りであったことが明らかとなった。証人の様に理由にならない言い訳を、国民の多くが自分自身が被害者の立場に立ち、腹立たしく思い聞いた。浄化槽の設置者は、十分な情報もなく、交渉する時間すら与えられず、隣りもやっているからと言われ契約しているのが現状である。いわゆる人の弱みにつけ込んだ商売といえる。一部地域で現在も12回点検、5分間点検を行っている人達の「省令に「以上」となっている。点検時間は明確に示されていない、市

の条例で定められているから裁判になっても逃げ切れる」、「様子をみてから」などの言い訳は、まともな社会人の会話ではない。下水道は国策であります。下水道未整備人口4700万人を全て下水道化しようとすると70兆円かかる。現在設置済みの浄化槽(合併)人口1000万人を下水道に繋ぎ込む必要のないものと認知するだけで、15兆円の建設費が軽減できる。さらに、1000万人を除外した残りの3700万人を50%を浄化槽で整備すると、下水道建設費は27兆円減額(合計で32兆円)の金額である。ではなぜ、市町村はこんな簡単な方向転換ができないのか。神奈川県山手下水道差止め訴訟の判決文に下水道の維持管理は公浄化槽は民であることをもって不安定だと指摘し理由とした。

私達が目指す将来像は、1日も早く改めるべきは改め、「わかりやすい」維持管理体制とし、住民が安心できる新たな生活排水処理システムをつくり上げます。今後の下水道は5万人以下の効率の悪いところに移ります。今まで以上に建設費がかかることになりまし。私達が当たり前の仕事をするにによって、予想もしない大きな国費が軽減でき、今までの生活排水処理が進むことによる。一般廃棄物の業界は発生原点である「許可をくれれば不法投棄を勝手にしてくる」程度の低い人間」として位置付けられた我々が、今もなお仕事に「誇り」を持つこともなく消えていくかの分岐点にいる。いずれも、それぞれの「私の選択」です。

(前ページより)  
 画見直し(注・本紙前ページ参照)です。揖斐川町の生活排水処理の見直しが具体的に書いてあります。揖斐川町は、どこに書いたかというところ、表の下に書きました。合意書です。合意書の5世帯。人口は1万9、000人ほどありますが、ここも下水道計画を立てました。222億円が当初の計画でした。これは、やがて300億円になるはずでした。最初、見かけ上安い金額を呈示していた。そこから、そのときは浄化槽は据置きで、今までと同じ料金でありましたよということ。というの、今6万円程度であります料金をキープして、下水道は18万円になっても浄化槽はそれと一緒に18万円にはしませんよということを書いていよ。で、もう一度上の表に戻るとどうなるかというと、既存浄化槽1、244世帯、これは下水道に繋が

ない、新たな合併浄化槽は612世帯。たったこれだけの手当をするだけで、削減額は63億円になった。これを国レベルで行うとどうなるかと言つと、今1、0

00万人が合併浄化槽を日本で使っております。それを下水道に繋がないという約束をしたならば、15兆円が軽減される。こういう状態であります。

が、国内で維持管理が弱いということを指摘されている。一つは、私たちが仕事をするときには、設置者は不在であり、誰も見ていない。誰も見ていないけれど、誰も見ていない。しかし、日本のあちこちで、手抜き作業が行われるということが発生しています。

よその県まで世話を焼くわけですが、岐阜県で、今の方式を更に進化させる必要があると思う。なぜならば、今まだ、下水道は止まらない。皆んなが自分のもてる情報を正確に住民に伝えるながら、なお一層努力する必要がある。その成果を期待するものである。

私の選択は、それぞれあります。今、全国で、現在の岐阜県の状態を「全国版」にしようとしてやっているわけですが、岐阜県で、今の方式を更に進化させる必要があると思う。なぜならば、今まだ、下水道は止まらない。皆んなが自分のもてる情報を正確に住民に伝えるながら、なお一層努力する必要がある。その成果を期待するものである。



## 意見交換、相互交流で成果

平成18年1月31日、岐阜市長良の岐阜グランドホテルで「廃棄物団体合同研修会・新年会」が開催された。同催しは、岐阜県環境整備事業協同組合、岐阜県清掃事業協同組合、岐阜県建設廃材処理協同組合、岐阜県土木建築解体事業協同組合の役員、組合員が一堂に会して業界横断的に諸問題を話し合った初の合同研修会。

不法投棄事件と組合、業界の在りようなどが出席した浅井弁護士(岐阜協、岐清協顧問弁護士)の意見とともに、各組合代表の意見や問題提起、組合員による質疑応答によって話し合われた。

またその後、組合員による質疑応答で、①市町村合併による処理計画の変更に伴う(市町村の)許可の取り扱い、②新規許可申請事案に対する市町村の対応の在り方及び業界の取り組みの状況、③円滑な適正処理業務のために各組合で結んでいる協定とその運用状況の説明等がおこなわれた。

## 業界にとっての「環境・廃棄物と規制緩和問題」や、「組合、業界の在りよう」などで問題提起

合同研修会では、始めに、浅井弁護士が業界にとって「入札」というものが今後業界との関係でどう絡んでくるかということと、もう一つは新規許可、新規のいわゆる業務、言ってみれば規制緩和の問題が

留意事項(平成17年1月23日、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部長会議資料)の説明と確認がおこなわれた。

明。次に、岐環協玉川福和理事長は、「不法投棄事件と組合の在りよう及び適正業務、適正料金についての業

### 廃棄物団体 合同研修会

# 業界横断的に諸問題を話し合う

# 初の合同研修会として開催

### 環境・廃棄物の規制緩和と新規許可、入札問題

▽浅井正弁護士  
「業界の今後の規制緩和と新規許可、入札問題は容易ならざるたかたかであるという点を肝に銘じなければならぬ」

▽川合清和理事長  
「岐清協は今年も新規許可、入札問題を始め、そのほか諸問題に対して真剣に取り組む。また適正業務マニュアルに基づいて適正業務のレベルアップを図るとともに、研修会等によって現場従業員や責任者の知識の高揚、高能力養成に努める。」

### 不法投棄問題と組合の在りようについて

▽玉川福和理事長  
「不法投棄問題で一番大事なことは、なぜそういうことが起きて、しかもなぜ何年もそれが継続することになったかがきちんと検証されないか、団体として不十分であると思う。私達の環境会館には建廃組合と解体組合があつて、その多くの人たちが善商の事件に巻き込まれた。じゃ、その会社の社員たちは、ずっと何も思わずに投棄をしてきたのか、社長には何も言わなかったのか、社長は言



われたけれどもどうしたんだと、こういう部分をきちんと問い直して答を出す必要があると思う。

そしてもう一つ、協同組合として一番冷静である事務方の問題はどうかだということも検証しないと組合の在りようがきちんとなつていかない。私達は4団体あつて、事務局もある。その事務局がきちんとした基盤というか、例えば私達がなくなつた後も、

協同組合というのはここに照らして進めていけ、といた将来的に残るものを今作り上げる必要がある。私は思う。事務方の責任は重い。そこが問われていない。そのへんに目を向けて、きちんとした答を出して、そして将来の組合の在り方を憲法のようなものとして明文化して進んでいく必要がある、私は強く思う。」

### 善商不法投棄事件について

▽松田良明理事長  
「善商問題で渦の中に入ると小さな会社ばかりの集まりですが、細々ながらももう一年半位にわたって頑張っているところだ。」

▽木村虎男理事長  
「今回の善商さんの不法投棄事件では、業者として今一歩ワキの甘さがあつて問題に係る結果となり、関係する投入量全量の自主撤去で道義的責任を果たすことに努めています。解体工事業は、仕事の契約が重層構造(元請、下請、2次下請、3次下請構造)になつていて、全体を網羅掌握できなかつたのが事件に係つてしまつた原因。今後、このようなことがふたたび起きないように体制の確立が必要であり、業界一丸となつてがんばっていきたいと決意しています。」

### 適正業務、適正料金についての業界、業者の姿勢について

▽玉川福和理事長  
「私達がなぜ新規許可を嫌うかという点、それは料金下がるからです。料金が下がることは世の中にとつていい話なんだけど、そうじゃない。ダンピングになる。原価を割ると、会社が成り立たなくなると、不法投棄が起きる。私は、不法投棄というのは90%が料金問題だと思つています。したがつて、きちんと仕事をするためには、適正料金は絶対に必要です。じゃ、適正料金というのは、いくらなんだと。ここをきちんとはじき出していく必要があります。そこに行き着く。最後は料金問題なんです。」

……今、事業系の許可について、先生が言われたのは、攻防の堤防になるのは処理計画なんだよということ。組合として処理計画を立てるようにならなければいけない。そこをはずして、一生懸命攻防戦をやるうと思つているから、なんとなく、バケツに穴が開きながら水を汲んでいるというふうなことになる。」



### 法の実体をかたちづくる団結の力と環境を守る精神

▽浅井正弁護士  
「規制緩和をどんどんやっていくと自分が中小企業への圧迫になる。だから、規制緩和という行為は何か。要は小さなものを食べて大きくなつてもいいですよというのが、規制緩和なんです。そして、指定管理者制度って何か。指定管理者制度を規制緩和の強化強化かというのと、規制緩和にも近い。共通点は何かと言つと大きなも



写真は上から、浅井正弁護士、川合理事長、玉川理事長、松田理事長、木村理事長(発言順)

「合特法について」の2行は今日の日本の、いわゆる一般廃棄物処理に関する業界の人たちがいかに力量をつけてきたかという証拠なんです。ということが書いてあるかというところ、これは要するに一言で言うと、合特法をもつて指定管理者制度を蹴散らしてもいいよという意味なんです。この行間をよく読めば、合特法は指定管理者制度よりも優先するというのが書いてある。そういう、何と云いますか法の体実体というものを形づくるだけの力関係、それが団結だということをご了解いただきたいと思つて。」

### 合同研修会のまとめ

▽玉川福和理事長  
「同じく、皆さんと一緒に、共に住んでいる立場上、いつかは同じ土俵で話し合う必要があると思つていました。今までできなかった。ほんとうはもっと前にやるべきことであつたと思う。同じ協同組合が同じ目的を持つ。同じ目的は何であるか。零細業者が力を合わせて社会的地位の確立と、経済的地位の確立を合わせて目的を達成してもいいんだよ、協同組合は言つていきます。」

で、規制緩和という行為は何か。要は小さなものを食べて大きくなつてもいいですよというのが、規制緩和なんです。そして、指定管理者制度って何か。指定管理者制度を規制緩和の強化強化かというのと、規制緩和にも近い。共通点は何かと言つと大きなも

「合特法について」の2行は今日の日本の、いわゆる一般廃棄物処理に関する業界の人たちがいかに力量をつけてきたかという証拠なんです。ということが書いてあるかというところ、これは要するに一言で言うと、合特法をもつて指定管理者制度を蹴散らしてもいいよという意味なんです。この行間をよく読めば、合特法は指定管理者制度よりも優先するというのが書いてある。そういう、何と云いますか法の体実体というものを形づくるだけの力関係、それが団結だということをご了解いただきたいと思つて。」

来年も今日みたいに皆さんが集まることを期待しますし、今年数回皆さんとお会いして同じ問題で討議できるような組合の在りようを皆んで確立したいと思つています。」